

水先料金の上限認可額（抜粋）

国土交通省海事局海技資格課
TEL 03-5253-8111（大代表）
昭和24年2月10日公示

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の100分の110に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる100分の110に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額
2 2人の水先人が交代で8時間以上引き続き水先をする場合		別表に定める水先料の額にその100分の10に相当する額を加えた額	
3 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合		別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額	
4 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額	

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
 - ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先

- 4 2人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表2及び4の割増額を除く。）からその100分の15（法第35条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあつては100分の25）に相当する額を減じた額とする。
- 5 法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第19条の4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であつて、同一の水先区における1日の航海の回数が1年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均1回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表4の割増額を除く。）からその100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5400円の100分の110に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあつては、その超えた時間の30分毎に5400円）を加えた額とする。

水先料に係る自動認可額の公示について

下記の国土交通省海事局海技課ホームページよりご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr10_000009.html